様式例２５**新旧条文対照表（作成例）**

|  |  |
| --- | --- |
| 新　条　文 | 旧条文 |
| (事務所の所在地)1. 本社団は、事務所を千葉県千葉市中央区

千葉港1番1号におく。 | (事務所の所在地)第２条　本社団は、事務所を千葉県千葉市中央区千葉港２番２号におく。診療所移転の場合 |
| （診療所の名称及び開設場所）第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。（１）医療法人社団○○会　○○診療所千葉県千葉市中央区千葉港１番1号（２）医療法人社団○○会　○○クリニック千葉県千葉市中央区中央３丁目１０番８号 | （診療所の名称及び開設場所）第４条　本社団の開設する診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。　名　　称　医療法人社団○○会　○○診療所　開設場所　千葉県千葉市中央区千葉港２番２号診療所を新たに開設の場合附帯業務を行う場合現在の条文に附帯業務が無い場合の例であり、条文がある場合は業務を追加することとなる。 |
| 第４条の２　本社団は、前条に掲げる病院及び診療所を経営するほか、次の業務を行う。（１）千葉訪問看護ステーションの経営千葉県千葉市中央区中央３丁目１０番８号（２）○○在宅介護支援センターの運営千葉県千葉市中央区千葉港２番1号（○○市の委託を受けて実施する○○在宅介護支援センターの運営） |
| 第１０条　資産のうち現金（日常出納するのに必要なものを除く）は、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え、保管するものとする。 | 第１０条　資産のうち現金（日常出納するのに必要なものを除く）は、郵便官署、確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え、保管するものとする。 |
| 第１６条　（略）２　本社団の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、千葉市長の認可を受けた場合はこの限りでない。３　（略） | 第１６条　（略）２　本社団の開設する診療所の管理者は、必ず理事に加えなければならない。ただし、千葉県知事の認可を受けた場合はこの限りでない。３　（略） |
| 第３０条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、千葉市長の認可を得なければ変更することができない。 | 第３０条　この定款は、社員総会の議決を経、かつ、千葉県知事の認可を得なければ変更することができない。 |
| 附　則この定款は、千葉市長認可のあった日（令和　　年　　月　　日）から施行する。 |  |

事　由　書

事由書について特に決められたフォームはありません。ただし、下記の項目については簡潔に記載してください。

* 法人の設立年月日
* 法人の経緯（たとえば、以前行われた所在地の変更、分院の開設など・・・）
* 今回、定款変更をするに至った経緯
* 今回の定款変更の内容
* 厚生労働省モデル定款に準拠するための定款の整備